

公営住宅入居調査

保証人必要自治体76%

単身高齢者へ障壁

低所得者に貸す公営住宅を巡り、運営する全国1668自治体の76・6%に当たる1277自治体が入居の要件として連帯保証人を条例で規定していることが26日、国土交通省の調査で分かった。身寄りのない単身高齢者にとって入居の障壁となっている。国土省が2018年から2度、規定廃止を自治体に要請したものの多くが応じていない。

【4面に表層深層】

家賃滞納などを懸念

65歳以上の高齢者が人口の約3割を占める超高齢社会となる中、公営住宅が住まいに困る人のセーフティーネットとして十分機能しておらず、住宅確保という新たな課題が浮かんだ。自治体が保証人規定を残

している背景には、家賃滞納などへの懸念がある。公営住宅は民間住宅より家賃が安いいため、低所得者にニーズがある。調査は、国土省が47都道府県と全20政令指定都市を含む公営住宅のある計1668自治体に、22年4月時点の状況を聞いた。19年から実施している。条例で入居要件に保証人を規定している1277自治体のうち、都道府県は福井、三重といった28府県、政令市は静岡など3市。中

核市を見ると、全62市の約6割に相当する36市に、市区町村（政令市と中核市を除く）では1539自治体の約8割に当たる1210自治体に規定がある。市区町村に占める割合が高い理由について、国土省の担当者は「規模の小さい自治体は、保証人をなくすことで家賃の滞納が増える」と懸念している」と分析した。保証人規定がある1277自治体のうち福井県など918自治体は、運用などによって高齢者や障害者、生活保護受給者らは保証人の確保を免除する場合があるとしている。一方、保証人を入居要件として規定していないのは391自治体で、全体の23・4%にとどまる。福島や福岡など19都道府県、仙台や新潟といった17政令市が含まれる。19年調査では16・6%だった。